

議案第 7 0 号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

矢巾町教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

住 所

氏 名

議案第 7 1 号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求める
ことについて

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）の一部を次のように変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく協議に関し、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

別紙

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「当該年度」を「前年度」に、「10月1日」を「9月30日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の岩手県後期高齢者医療広域連合規約別表第2の規定は、令和7年度以後の年度分の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の年度分の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町国民健康保険条例の一部を改正する条例

矢巾町国民健康保険条例（昭和51年矢巾町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（罰則） 第6条 この町は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。	（罰則） 第6条 この町は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第9条第1項若しくは<u>第5項</u>の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした場合</u>においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。
備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 7 3 号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和6年9月3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

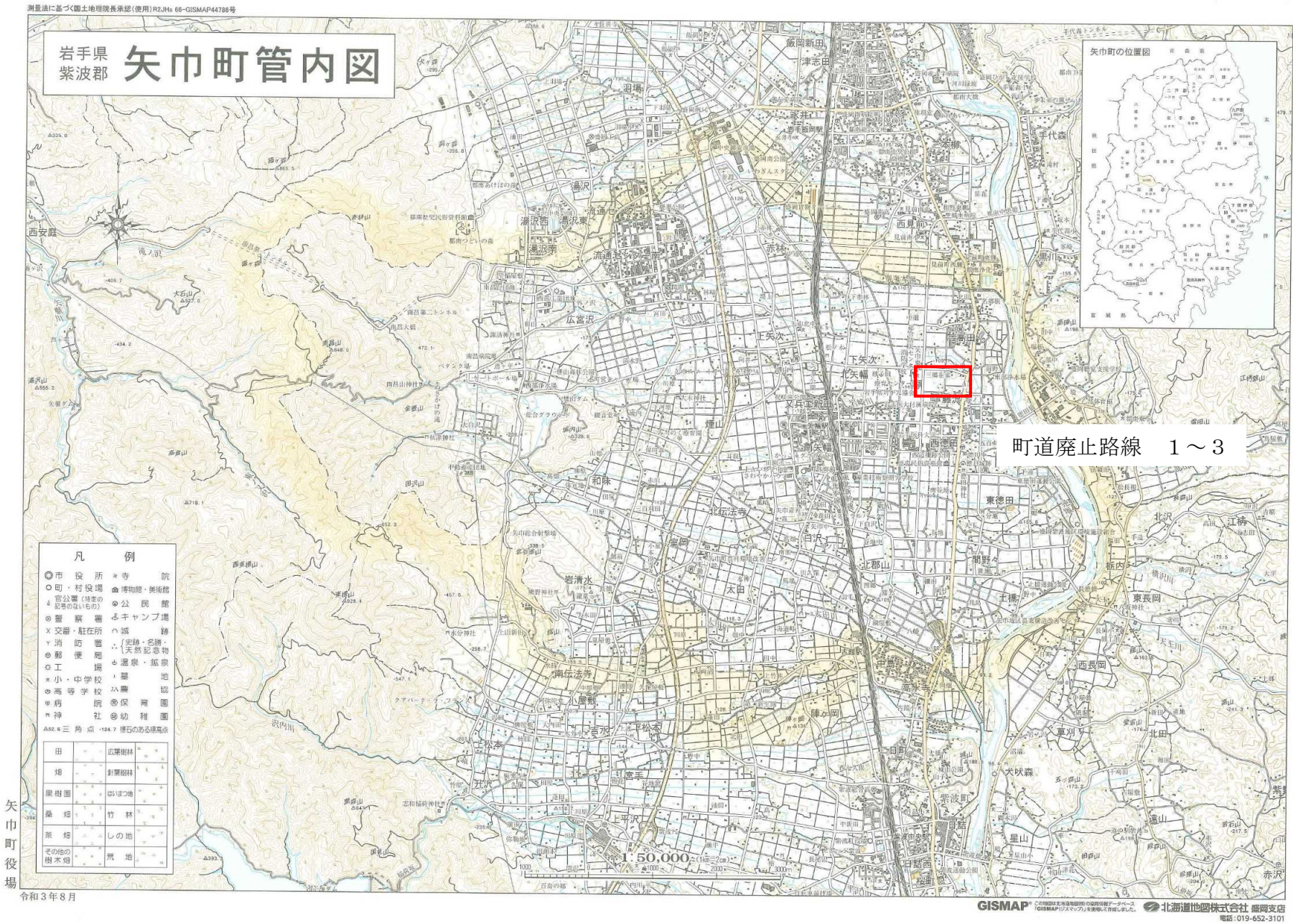
別 紙

道路の廃止に伴う必要事項

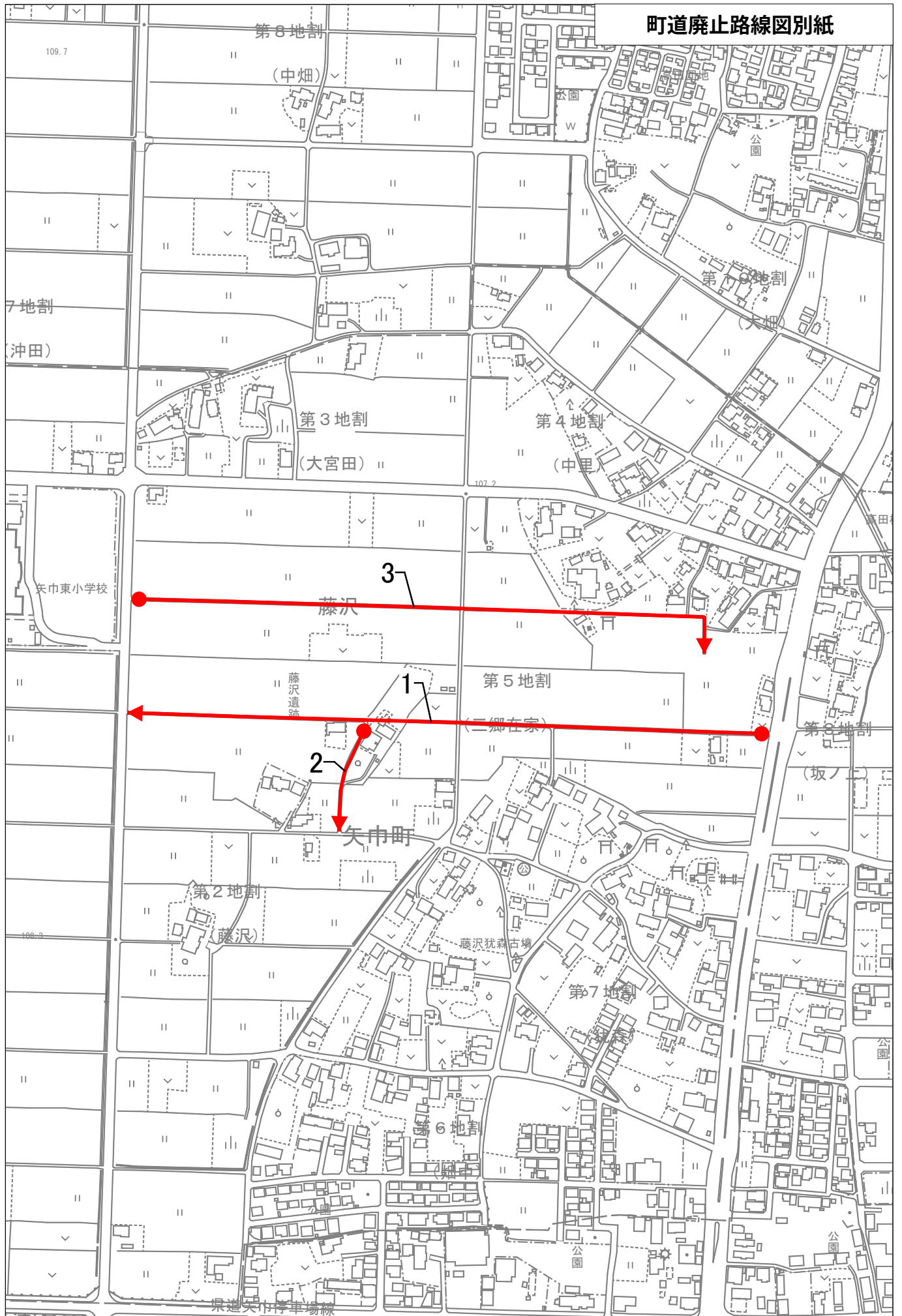
(1／1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長 (m)
1	39	藤沢 5 号線	矢巾町大字藤沢第 5 地割 1 4 9 番 1 地先	矢巾町大字藤沢第 2 地割 5 4 番 2 地先	640. 5
2	217	三郷在家 8 号線	矢巾町大字藤沢第 5 地割 2 4 番地先	矢巾町大字藤沢第 5 地割 2 5 8 番地先	117. 7
3	2498	藤沢 2 号線	矢巾町大字藤沢第 3 地割 1 7 5 番 4 地先	矢巾町大字藤沢第 5 地割 7 1 番 7 地先	607. 6
				合計	1, 365. 8

町道廃止路線図



町道廃止路線図別紙



議案第 7 4 号

町道路線の認定に関し議決を求めることについて

次の道路を町道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和6年9月3日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

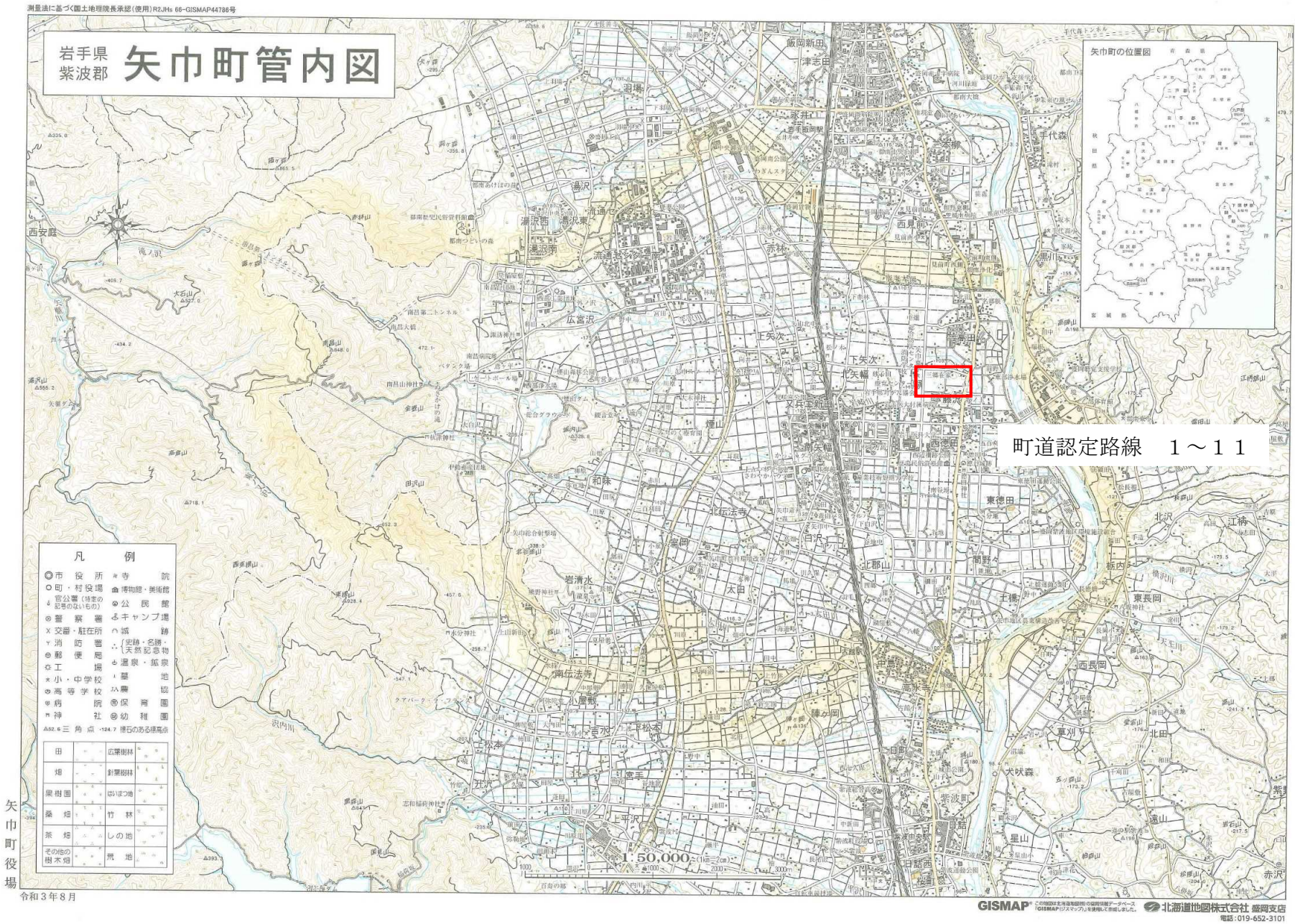
別 紙

道路の認定に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	2805	藤沢第2－1号線	矢巾町大字藤沢第3地割144番1地先	矢巾町大字藤沢第5地割100番1地先	173.2
2	2806	藤沢第2－2号線	矢巾町大字藤沢第3地割145番4地先	矢巾町大字藤沢第5地割100番5地先	293.2
3	2807	藤沢第2－3号線	矢巾町大字藤沢第5地割100番8地先内	矢巾町大字藤沢第5地割100番8地先内	17.1
4	2808	藤沢第2－4号線	矢巾町大字藤沢第5地割90番5地先	矢巾町大字藤沢第5地割100番16地先	325.1
5	2809	藤沢第2－5号線	矢巾町大字藤沢第5地割306番1地先	矢巾町大字藤沢第5地割12番5地先	164.6
6	2810	藤沢第2－6号線	矢巾町大字藤沢第5地割164番12地先	矢巾町大字藤沢第5地割157番4地先	139.7
7	2811	藤沢第2－7号線	矢巾町大字藤沢第5地割306番11地先	矢巾町大字藤沢第5地割159番12地先	130.5
8	2812	藤沢第2－8号線	矢巾町大字藤沢第5地割207番5地先	矢巾町大字藤沢第5地割205番3地先	101.4
9	2813	藤沢第2－9号線	矢巾町大字藤沢第5地割252番1地先内	矢巾町大字藤沢第5地割252番1地先内	195.8
10	2814	藤沢2号線	矢巾町大字藤沢第5地割36番1地先	矢巾町大字藤沢第5地割71番7地先	282.4
11	2815	藤沢5号線	矢巾町大字藤沢第5地割149番1地先	矢巾町大字藤沢第5地割210番1地先	315.3
				合計	2,138.3

町道認定路線図



町道認定路線図別紙

